

# 官報

## 号外

平成五年三月三十日

### ○第百二十六回国 会衆議院會議録 第十三号

平成五年三月三十日(火曜日)

平成五年三月三十日  
正午 本会議

○本日の會議に付した案件

商法等の一部を改正する法律案(内閣提出)及び  
商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関  
係法律の整備等に関する法律案(内閣提出)の  
趣旨説明及び質疑

午後零時三分開議  
○議長(櫻内義雄君) これより會議を開きます。

商法等の一部を改正する法律案(内閣提出)及  
び商法等の一部を改正する法律の施行に伴  
う関係法律の整備等に関する法律案(内閣  
提出)の趣旨説明

○議長(櫻内義雄君) この際、内閣提出、商法等  
の一部を改正する法律案及び商法等の一部を改正  
する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する  
法律案について、趣旨の説明を求めます。法務大  
臣後藤田正晴君。

〔國務大臣後藤田正晴君登壇〕  
○國務大臣(後藤田正晴君) 商法等の一部を改正  
する法律案につきまして、その趣旨を御説明いた  
します。

この法律案は、会社をめぐる最近の社会経済情  
勢等にかんがみ、株主による会社の業務執行に対  
する監督は正機能をより強固にするともに、株  
式会社の監査役制度の实效性を高めるために必要  
な措置を講ずるほか、株式会社の社債による資金  
調達の方法の増大の状況にかんがみ、企業の資金  
調達の方法の合理化を図るとともに、それに伴  
い、社債権者の保護を強化するため、商法、株式  
会社の監査等に関する商法の特例に関する法律及  
び担保附社債信託法の一部を改正しようとするも  
のでありまして、その改正の要点は次のとおりで  
あります。

まず、商法につきましては、第一に、株主の代  
表訴訟の遂行に伴う株主の負担を軽減するため、  
この訴訟の目的の価額を九十五万円とみなすこと  
とするともに、代表訴訟に勝訴した株主は、こ  
の訴訟に要した費用で訴訟費用でないものの相当  
額の支払いを会社に対して請求することができる  
改正をすることとしております。

第二に、株主が会社の会計帳簿等を閲覧し  
ることができるとを容易にするため、閲覧し得  
ることが出来る株主の持ち株要件を発行済み株  
式の総数の十分の一から百分の三に緩和する改正  
をすることとしております。

第三に、株式会社の監査役地位の強化を図る  
ため、監査役任期を二年から三年に延長する改  
正をすることとしております。

第四に、企業の資金調達の方法の合理化を図  
るとともに、それに伴い、社債権者の保護を強化す  
るため、社債発行限度に関する規制を廃止し、こ  
れにかえて、社債を募集するには、会社は、社債  
管理会社を定め、社債権者のために社債の管理を  
行うことを委託することを原則的に義務づけると  
ともに、社債管理会社の社債権者に対する義務及  
びその権限を明確にし、また、社債権者集会にお  
ける社債権者の議決権の行使を容易にする改正を  
することとしております。

次に、株式会社の監査等に関する商法の特例に  
関する法律につきましては、大会社における監査  
役制度を充実強化するため、第一に、監査役の員  
数を二人以上から三人以上に増員する改正をする  
こととしております。

第二に、監査役のうち一人以上は、その就任前  
五年間、会社またはその子会社の取締役または使  
用人でなかった者でなければならないとする改正  
をすることとしております。

第三に、監査役の全員で監査役会を組織し、監  
査役会において監査役の協議により監査の方針等  
を定めるとともに、監査役の報告に基づいて監査  
報告書を作成しなければならないとする等の改正

をすることとしております。

最後に、担保附社債信託法につきましては、担  
保付社債の募集の公告の制度を廃止して、社債申  
込証により募集及び申し込みをさせる等の改正を  
するほか、商法の社債に関する制度の改正に伴い  
所要の改正をすることとしております。

次に、商法等の一部を改正する法律の施行に伴  
う関係法律の整備等に関する法律案につきまし  
て、その趣旨を御説明いたします。

この法律案は、商法等の一部を改正する法律の  
施行に伴い、社債発行限度暫定措置法等を廃止す  
るとともに、非訟事件手続法ほか六十八の関係法  
律について規定を整備し、所要の経過措置を定め  
ようとするものであります。

以上が、商法等の一部を改正する法律案及び商  
法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律  
の整備等に関する法律案の趣旨であります。

以上でございます。(拍手)

○議長(櫻内義雄君) ただいまの趣旨の説明に対  
して質疑の通告があります。これを許します。鈴  
木喜久子君。

〔鈴木喜久子君登壇〕  
○鈴木喜久子君 私は、日本社会党・護憲民主連  
合を代表して、内閣提出、商法等改正案について、  
政府に対し質問いたします。

今日、私たちの生活は、企業を抜きにしては考  
えられなくなっております。それだけに、企業の  
社会的責任は重大であります。また、昨今は、企  
業の社会的貢献活動とか文化援助などという言葉  
が多く、企業の経営理念の中に取り入れられ、事  
業活動を方向づけるようになっております。

こうした企業の公共的活動としての出費が正当性を持つとは全く反対に、企業の政治献金は、政治の腐敗の温床であり、かつ、本来は株主や企業の従業員等にもたらされなければならない利益を、株主全員の同意によらずに、一定の政治家に献金するものであり、これによって国の政治的意図形成に作用するものであります。したがって、憲法上も民法上からも許されぬという根本的な反省の上に立って、これを全面的に禁止すべきものであります。

企業の政治献金は、今日まで自民党の長期政権を支えてきた最大の支柱であります。このような政治を動かす企業献金が政治腐敗の温床となつていくことは、戦後だけでも、昭和電工事件、造船振興、ロッキード事件、リクルート事件、佐川急便事件など、後を絶たぬことを見ても明らかであります。

昨年八月の金丸氏の五億円受け取り事件以後は、次々と明るみに出される金権腐敗政治の事実が、今や国民の政治不信はそのきわみに達しています。特に、三月六日、空前の大脱税容疑で金丸氏が逮捕されて以降、連日報道される企業献金の実態は、まさに目を覆うような、利権と結びついた政治の金まみれの汚染状況を明らかにしています。総理は、このように政治が金に汚染されている現状をどのように考えておられるでしょうか。金丸事件は、金丸氏のみの特権事情では絶対にあり得ません。なぜならば、今回の脱税事件で金丸氏が約七十億円という途方もなく巨額の蓄財をした原資は、建設業界を中心とした企業の政治献金として、しかも大部分が、使途不明金、仮払金など、裏献金処理をしたものであることが明らかになっていくからです。

国税当局が一九八九年から九一年までの三年間に資本金一億円以上の企業を調査した結果では、千七百三十七社が合計千五百九十七億円の使途不明金を支出しており、そのうち、使途解明率は約二三%とわずかになっていきます。また、業種別で

最も多いのが建設業で、千九十五億円で全体の八%に上っています。この膨大な使途不明金が、金丸氏のみには渡つたのでないことはだれの目からも明らかです。

企業が政治的影響を及ぼす政治家に多額の政治献金をしてきた構造的腐敗の一例として、三月二十六日付の毎日新聞では、清水建設の献金リストのメモが報道されました。金丸氏と竹下元首相が最高のSAランクに、そして、宮澤総理を含む現閣僚数名などがAランクにと、合計政治家五十七名が五段階にランクづけされ、盆暮れなど定期的に、またそれ以外にも特別のときに、これに基づいて献金がなされてきたことが関係者の話で明らかになったとされています。

総合建設会社、いわゆるゼネコンは、昨年の凄め殺しに次いで、構造的腐敗の温床たる政治献金を象徴する流行語となりつつあり、国民の一人一人として、これが金丸氏個人の問題であると考えざる者はありません。総理はいかがお考えでしょうか。(拍手)

そして私は、総理に、今述べた献金リストは、総理御自身の分について、これは事実か否かを伺いたいと思います。お答えは、恐らく否定かあるいは調査中というふうなことになるでしょうか。お答えと異なる事実が判明した場合どうなさるお考えか、また、あるいは調査結果は必ず公表されるかをもあわせてお答えいただきたいと思ひます。次に、右リストに記載された法務、建設、現職各大臣に同様の質問をしたいと思ひます。

さらに、ゼネコンからの政治献金は、公共事業の受注が主たる目的であるところから、お金には色がついていくという点で、国民にとつては二重の怒りを覚えているのですけれども、これについて総理はいかがお考えでしょうか。(拍手) さて、今回の商法改正においては、株式会社社の監査機能の強化が打ち出されています。ただいま

述べましたように、企業のやみ政治献金、その捻出方法としての使途不明金扱いなどについてのチェックは、企業内においては監査役の重要な任務のほうであります。これまでにも問題視され、何回もその強化が図られながら、今までの企業においても全くこうした役割が果たせなかつたのはなぜなのか、政府の見解をお聞きしたいと思ひます。

監査役は株主総会で選任されますが、実質上、人事権は監査を受ける側である社長や会長が握っているため、たとえ不祥事を予知できても、辞表を出す覚悟がなければとても事前に防止できないというのが実情です。このような事態がかわらない限り、社外監査役を導入しても役に立たないのではないのでしょうか。真に監査役の独立性を確保し、監査の実効性を図るためには、監査役の人事権を監査役会に与えるなどの抜本的な改革が必要であると考へますが、いかがでしょうか。

今回の改正が、果たして今後の監査機能の強化に実効性があるとお考えなのか否かもあわせて伺いたいと思ひます。政府が真に使途不明金処理を企業から放逐しようとするならば、監査役の権限強化とその実効性の担保を図るために抜本的な改正をする必要があると思ひます。

さらに、今回の改正には含まれませんが、企業献金については会計監査も問題があります。九二年からさかのぼって六年間、大手ゼネコンの三社の監査報告を見ましたが、何の問題点も指摘されていませんでした。裏献金が明らかにならぬような会計監査システムは抜本的に改めるべきだと思ひますが、いかがでしょうか。次に、取締役の責任を追及する代表訴訟の改正について伺います。

株主の業務執行に対する監督は正権の強化は、日本構造問題協議事項の一つとして、日本が対応を迫られた問題であります。動機はどうか、株主の権能強化は望ましいことではありますから、改正の内容に異を唱えるものではありませんが、

これもまた実効性に疑義があるのは大変残念なことであります。すなわち、株主の会計帳簿等の閲覧権が、従来の発行済み株式総数の十分の一から百分の三の株式を有する株主に改められ、緩和されるといふことですが、果たしてどの程度企業のディスクロージャーが実現することになるのか、甚だ疑問です。現在上場されている会社の発行済み株式総数は、東京の場合、最低でも四百万株であり、その百分の三といへば十二万株ですから、千株単位の一一般の株主には全く無縁のものです。大会社では普通億単位の発行済み株式数ですから、ますます縁が遠くなつてしまいます。

単独株主が代表訴訟を起こす道が、訴額や費用負担の上で容易になつたのが今回の改正点ですが、株主が会計帳簿等を自由に閲覧できなければ、実質的に訴訟をするにしても資料が入手できず、株主の権能も全く絵にかいたもちにすぎません。さらに、会計帳簿の閲覧権は、企業の経済的な不祥事、すなわち取締役の特別背任や裏政治献金などの防止にも実質的に有効な武器となります。にもかかわらず、持ち株要件が百分の三ではどうしようもありません。

以上の点につき、政府はどのように考へていらっしゃるのでしょうか。次に、代表訴訟の目的の価額を一律に九十五万円とみなすという改正は、裁判所によって多額の訴額となる可能性もあるという現在の民法上の課題を解決し、訴える者の負担する印紙代を八千二百円に一律とするというもので、確かに代表訴訟を容易にするという意味では、その趣旨に賛意を表します。しかし、なぜ民法上の株主代表訴訟のみが恩恵をこうむるのでしょうか。

私は、かつて湾岸戦争の際、九十億ドルの援助について国民が国を相手に提起した集団行政訴訟や、住民がその地域の道路工事を差しとめるために国に対して起こした集団住民訴訟を思い出しま

す。こうした訴訟において、訴額は一律ではな  
く、裁判所によりさまざまで、高額に及ぶ場合も  
あり、かつ、当事者の頭数が乗せられるから、億  
単位の訴額となり、印紙代もそれによって大変な  
高額となつてしまふ。私は、かつてこれを法  
務委員会において質問したことがあります。法  
律の定め上やむを得ないとのけんもほろろの回答  
でございました。

集団訴訟も、会社に対する代表訴訟と同様に、  
原告の手に一円の金員が入る性質のものであり  
ませんし、主権者たる国民の国政に対する一つ  
のチェックであり、また国民の意思表示としてこ  
れを保護すべきこと、企業における株主と何ら交  
わることはないものであります。

日米構造協議という、いわば外圧によって、株  
主の代表訴訟については定額化され安定化され、  
集団行政訴訟についてはこれが行われぬという  
のは不公平なものであり、これを考え直さねば。政  
府としては、今後この点についての見直し、整備  
など計画されているの否か伺ひ、ぜひとも実現  
に向けて御努力をお願いしたいと思います。

次に、社債に関する改正について伺ひます。  
改正案では、社債発行限度規制を撤廃すること  
としてあります。純資産額による規制については合  
理性に乏しいとの批判もありましたが、現に財務  
内容の悪化している会社による社債の発行を禁止  
するということを通じて、それなりの社債権者保  
護の機能を果たしてきたのではないかとと思われま  
す。

規制を撤廃することとした一つの要素として、  
証券取引法上の改正によるディスクロージャー制  
度の整備及び格付制度の定着に伴ひ、投資家の自  
己責任原則を容認する環境が整備されてきてい  
るなどの事情を考慮したとされているのでありま  
すが、証券取引法上のディスクロージャー制度が  
改正により果たして整備されたのか否か、その信  
頼性については、前に述べたように会計監査との  
関連により、まだ十分とは言えないのが実情です。

投資家保護の立場から、企業の格付をする民間  
の機関を大蔵省告示によって現現九社を指定して  
いるということですが、こうした格付機関に対す  
る信頼の定着性もまだ十分とは言えないと思ひ  
ますが、いかがでしょうか。

また、社債を発行する際には社債管理会社の設  
置が義務づけられていますが、この管理会社には  
銀行、信託銀行等が当たるとされております。昨年  
の証券・金融スキャンダル以来、銀行、証券会社  
など金融機関に対する一般国民の信頼は極度に低  
くなつております。銀行がパブルの元凶の一つであ  
ることは、不況にあえぐ国民の周知の事実です。  
本改正によって、銀行は社債管理会社として莫大  
な手数料が入るであろうことは明らかであり、こ  
の不況下で、なぜ銀行ばかりを保護するのかとい  
う国民の声を政府は謙虚に聞くべきだと思ひま  
す。いかがでしょうか。(拍手)

また、管理会社は、多くは、当該企業に多額の  
融資をしているメロンバンクが当たることになる  
と思ひますが、こうした大債権者が社債権者の  
利益のために公平誠実義務や善管注意義務を担保  
できるのか否か、大いに疑問です。公平な第三者  
機関を何らかの形で設置すべきではないかと思ひ  
ますが、いかがでしょうか。

最後に、企業の非行が目立つ中で、企業の社会  
的責任、倫理的責任を確立していくために政府は  
どのような方策を考へておられるのでしょうか、  
これを伺つて、質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣宮澤喜一君登壇〕  
○内閣総理大臣(宮澤喜一君) 金丸前議員が所得  
税法違反の疑いをもって起訴をせられましたこと  
は、国民の政治に対する不信を極めて深めたもの  
として、まことに申しわけないことだというふう  
に思つております。

をいたしました。さらに技術改革が焦眉の急務  
になっておることは申すまでもないことでありま  
す。自由民主党では既に、改革案につきまして、  
企業献金の問題を含めましてほぼ成案を得ており  
ます。やがて国会に御提案をいたしまして御審議  
を得たいと思ひますが、各党におかれまして、どう  
種々の改革案を御検討中でございますので、どう  
ぞこの国会におきまして議論を尽くし、政治改革  
の実を、本会期において成立をいたしますよう  
に、そうして国民の政治への信頼を回復いたした  
い。どうぞよろしくお願ひを申し上げますと存じ  
ます。(拍手)

なお、いわゆるゼネコンの問題につきまして報  
道がございました。御指摘もございました。これ  
は事実関係を確認いたし得ませんでした。これ  
ればと申し上げますが、本来、公共工事は国民の  
税金を使う工事でございます。その発注、契約、  
入札等々につきまして、伝えられるようなことが  
ございます。これはゆゆしい問題であります。  
これは、行政の側におきまして、やはりその  
ような過ちが起りませんような万全の措置をと  
らなければならぬ。もし事実でございますと、  
それは明らかでございますから、既に建設大臣に  
おかれて、所管大臣におかれてそのような措置を  
とられつてございまして、行政の側からも、その  
ようなことの起りませんように十分に注意をい  
たさなければならぬと思ひます。

なお、一建設会社からの益巻れのつけ届けにつ  
いての報道について、私についてのお尋ねがござ  
いました。そのような事実は全くございませ  
ん。(拍手)

〔内閣総理大臣後藤田正晴君登壇〕  
○内閣総理大臣(後藤田正晴君) 鈴木議員にお答えを  
申し上げます。

清水建設の政治献金リストの新聞報道がなされ  
たことは承知をいたしておりますが、私として  
は、そのようなリストの存在を含め、いわゆるゼ  
ネコンの政治家に対する政治献金の実態を承知を

しておりませんので、これについて所見を述べ  
ることは差し控へたいと思ひます。  
また、毎日新聞の報道の真偽につきましても論  
評する立場にはございせん。なお、報道された  
献金のリストの押取の有無及びその内容等につ  
いては、捜査の秘密に属することでございます。  
で、答弁はいたしかねます。

また、後日、真実であることが明らかとなつた  
場合にどうするのか、こういうことでございま  
すが、リスト自体について、その内容を承知して  
りませんので、これについてコメントすることは  
差し控へたいと思ひます。いずれにいたしまして  
も、政治献金の処理については、政治資金規正法  
によって処理をしておるものと心得ております。  
ゼネコンからの政治献金については、公共事業  
を受注した企業から政治献金を受けることが直  
ちに問題であると思ひませぬけれども、政治資金  
の透明性、公正性を高めることは、政治の根本改  
革の中での重要課題の一つとして十分議論される  
べき問題であると思ひます。

次に、監査役が企業のやみ政治献金などの使途  
不明金をチェックできなかったのはなぜだ、こう  
いう御質問でございますが、監査役は、会社の業  
務及び会計を監査するために必要にして十分な権  
限を有するものでありますから、使途不明金につ  
いて、粉飾経理などの不正な経理が行われないよ  
うに監査する責務がございまして、特定の会社にお  
いて監査役が十分にございまして、不正な経理が  
見逃されたとすれば、まことに遺憾なことである  
と考へます。

次に、今回の改正で監査の実効性が上がると考  
えておるのか、こういう御質問でございますが、  
監査役は、株式会社の高機関である株主総会に  
おいて選任される会社の機関であつて、既に強力  
な監査権限を有しておるのでございまして、今回の  
改正によって監査役の任期がさらに延長され、大  
会社につき監査役が増員をされる、いわゆる社外  
監査役及び監査役会の制度が導入されることに

よって、株式会社の監査役制度が充実強化されるものと考えております。

次に、裏金金が明らかにならないシステムは抜本的に改めるべきであるとの御指摘でございますが、個別の会社の監査報告書については、その適否を述べた立場にはありませんけれども、商法上、会社の経理に關して不正な処理を行うことは、既に現行法で禁止されているところであり、また、監査役は、善良なる管理者の注意義務をもって監査報告書を作成すべきものとされており、また、この監査報告書に虚偽の記載があるとすれば、監査役は、過料の制裁を受け、場合によっては損害賠償責任を負うことに相なっております。このように、不正経理の防止及び監査報告書の適正の確保については、商法上の必要な規制がなされておる、かように考えております。

株主の会計帳簿の閲覧権の持ち株要件の緩和に關しては、改正は不十分ではないかと御指摘でございますが、会計帳簿の閲覧権を有する株主の持ち株要件は、現行法では発行済み株式総数の十分の一でございますが、この要件は厳し過ぎますので、改正案では、株主による会社の業務執行に対する監督は正権能を強化するために百分の三に緩和するものであり、現行法以上に株主の権利を強化する措置を講じておるわけでございますので、十分なる効果が上がるものと考えております。

次に、国政をチェックする集団訴訟についても、訴訟の目的の価額を一律九十五万円とみなすよう改正すべきではないかと御指摘について、株主の代表訴訟は、全株主の利益のためにその代表者として取締役の責任を追及するものでございまして、今回の改正は、その訴訟の訴訟に關する疑義を解明するためのものでございまして、

なお、その他一般の民事訴訟等の申し立てに要する手数料のあり方については、御指摘の点も含め、いろいろな御意見があることは承知をしてお

るわけでございますが、そのような御意見をも踏まえまして、慎重に検討すべき問題と考えております。

次に、社債管理会社の資格を銀行とか信託会社等に限定するのは、金融機関の利益のみを図るのではないかと、こういった御指摘でございますが、改正案における社債管理会社とは、発行会社のためにはありません、社債権者のために社債の管理をする会社のことでございますが、大規模、長期にわたる社債の管理については、債権管理能力に長じ、責任負担能力のあるものが適当である、かように考えておりますが、そういった観点から考えますと、これまでも主務官庁の監督のもとに社債の償還の事務を担当してきた実績を持つておる銀行、信託会社などが社債管理会社として最も適任であると考えられるところでございまして、さしあたって他に適任者を見出すことは困難であると考えます。

次に、社債管理会社には当該企業のメインバンクが当たることとなる場合は、社債権者の利益を害するのではないかと御指摘でございますが、改正案では、社債管理会社は、社債権者に対し公平誠実義務、善良なる管理者の注意の義務及び特別の損害賠償責任を負うことになっておりまして、メインバンクは当該社債発行企業の財務内容を一番正確に承知しておるわけでございまして、社債管理会社として社債の管理を効率的、実効的に行うことができ、かつ、その責任を十分に負担することができると私は考えておるのでございまして。したがって、メインバンクが社債管理会社になるにしても、社債権者が不当な損害をこうむるといっておそれなく、公平な社債管理を期待することができると考えるわけでござい

最後に、企業の社会的責任を確立するための方策については、企業の社会的責任、倫理的責任を確立するということは、私は極めて大事なことでありと考えておりますが、法務省といたしまし

ても、会社法の面からその規制のあり方については今後とも研究を怠らないで、そのための必要な努力は続けてまいりたい、かように考えておるわけでございまして。

(拍手)

○国務大臣(中村喜四郎君) お答えをいたしま

まず第一番目の質問は、献金ランクのメモが報道されて、ゼネコンが多額の献金をして政治的影響を及ぼす一例があり、この問題は金丸氏個人の問題を超えているのではないかと、このような御質問でございます。

建設省としましては、政治献金の実態については現在承知していないところでありますが、総理が答えられましたように、建設業界に対しては、住宅、社会資本の整備の担い手として果たすべき役割が極めて大きいという点を踏まえ、国民の信頼にこたえるべく、企業活動の適正化を図り、企業倫理の確立を強く要請してまいりたい、このように考えております。

二番目は、毎日新聞の報道が事実か否かということでございますが、報道された毎日新聞の記事については、私としては全く関知していないところでありまして、コメントを差し控えさせていただきます。

なお、建設業界を含む企業からの献金については、これまで適法に、また、私の信条として、薄く広くという考え方で対応してまいりましたので、報告を受けた結果、複数の企業から献金を受けているということでありまして、いずれも政治資金規正法等により適正に処理されていると報告を受けております。

ゼネコンからの献金が、国民の血税による公共事業受注に影響を及ぼすことを考えると、国民は二重の怒りを覚えているという御質問でございますが、建設省といたしましては、公共事業の執行を、会計法令に基づき、適正かつ厳正に

行ってきたところでありますが、御指摘の件につきましては、法的判断が示されたものの、建設業界が国民の厳しい批判を受けていることになり、あわせて公共工事の入札・契約制度の運用について不透明な点があったのではないかと御指摘が行われているところであり、まことに遺憾であると考えております。

建設省としては、公共工事の発注に關し、一層厳正な執行を図るとともに、公共工事の入札・契約制度については、さらに透明性、競争性を高めるために、平成四年十一月の中央建設業審議会答申を踏まえ、平成五年度に、まず建設省直轄工事について、技術を重視した新たな入札方式の導入や、指名基準の具体化など、現行の指名競争入札制度に係る所要の改善措置を実行に移す考え方であります。

今後とも、国民の信頼にこたえて、さらに一層適正かつ厳正な公共事業の執行に努めてまいりたいと考えております。(拍手)

(国務大臣林義郎君登壇)

○国務大臣(林義郎君) 私に対する質問は二つありまして、いわゆる九社の格付機関、この信頼性はどうかという問題が一つでございます。もう一つの問題は、金融不祥事がたびたび起きているのだけれども、なぜ金融機関だけ保護するのか、一体どうだ、もつと第三者機関をつくらうかというのが第二の御質問だ、こういうふうな受けとめております。

資本市場の問題でございますが、開かれた自由な市場をつくらうかというの、私は、資本市場の基本的なねらいだろと思う。そのためにも、信頼に足る格付の定着というものが、市場関係者の自己責任原則のもとで適正な市場運営を確保するための前提として極めて重要なことであることは申すまでもありません。大蔵省としては、今までもこのような基本的な考えに基づいて、信頼に足る格付の定着に向けて環境整備に努めてきたところであります。

格付機関の指定制度につきましては、平成四年七月以降、大蔵省令に基づきまして、証券会社の自己資本規制において、有価証券保有に係るリスク相当額を算定するための基準及び有価証券の発行につき、発行登録制度を利用し得る発行者の適格基準として格付を位置づけた上で、大蔵大臣が具体的格付機関及び格付を指定することとしたものであります。

この格付機関の指定に当たりましては、大蔵省令上、広く市場関係者により信頼性のあるものとして受け入れられていること、中立性の確保、的確な業務遂行等の確保等を基準として勘案をしているところでございまして、御指摘の九格付機関につきましては、このような基準に基づきまして、十分精査した上で指定したものでございます。

第二の問題でございますが、昨今の金融不祥事件にもかかわらず、なぜ金融機関ばかり保護するのか、また、第三者機関をつくらうかどうかという点でございますが、この点につきましては、先ほど法務大臣からも御答弁がありましたことと併せてございまして、今回の法律では、社債管理会社の設置の義務づけ等の改正が行われることになっておりますが、これは社債発行限度の規制が撤廃される中で社債権者の保護をより一層実効あらしめるためのものでありまして、いわゆる受託会社としてこれまで社債管理の機能を果たしてきた銀行、信託会社等が社債管理会社として適当とされたものであるというふうに承知をしております。

銀行は、その業務の公共性にかんがみ、公共的・社会的役割を担って業務運営を行っていく必要がありまして、今回の改正案が成立、施行される際には、これまでのノウハウを生かして、社債管理会社としての明確化された権限及び義務、責任のもとで、社債権者保護の役割を十分果たしていくものと期待をしております。

○議長(櫻内義雄君) これにて質疑は終了いたしました。

ました。

○議長(櫻内義雄君) 本日は、これにて散会いたします。

午後零時四十三分散会

出席國務大臣

- 内閣総理大臣 宮澤 喜一君
- 法務大臣 後藤田正晴君
- 大蔵大臣 林 義郎君
- 建設大臣 中村喜四郎君
- 法務省民事局長 清水 漢君

○朗読を省略した議長の報告

(指名通知)

一、去る二十五日、本院は、国会等移転調査委員会に衆議院議員緒貫民輔君、同野呂田芳成君、同武村正義君、同村山富市君、同沢沢利久君、同渡部一郎君、同金子清広君及び同米沢隆君を指名した旨内閣に通知した。

一、去る二十五日、本院は、北海道開発審議会委員に衆議院議員町村信孝君、同中川昭一君、同上草義輝君、同鉢呂吉雄君及び同藤原房雄君を指名した旨内閣に通知した。

(通知書受領)

一、昨二十九日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。  
国の補助金等の整理及び合理化等に関する法律  
平成五年度における一般会計承継債務等の償還の特例等に関する法律  
租税特別措置法の一部を改正する法律  
関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律  
国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律

の一部を改正する法律

被用者年金制度間の費用負担の調整に関する特別措置法の一部を改正する法律  
国民健康保険法の一部を改正する法律  
公害健康被害の補償等に関する法律の一部を改正する法律  
新技術事業団法の一部を改正する法律  
裁判所職員定員法の一部を改正する法律  
地方税法等の一部を改正する法律  
在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律  
エネルギー需給構造高度化のための関係法律の整備に関する法律  
エネルギー等の使用の合理化及び再生資源の利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法恩給法等の一部を改正する法律

原材料の供給事情及び水産加工品の貿易事情の変化に即応して行われる水産加工業の施設の改良等に必要資金の貸付けに関する臨時措置に関する法律の一部を改正する法律  
公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律及び公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律の一部を改正する法律  
道路整備緊急措置法及び奥地等産業開発道路整備臨時措置法の一部を改正する法律  
国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律

一、昨二十九日、参議院議長から、国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。  
放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件  
(政府委員承認)

一、去る二十五日、櫻内議長は、宮澤内閣総理大臣申し出の次の者を、第百二十六回国会政府委員に任命することを承認した。

外務省アジア局長 池田 維

一、昨二十九日、櫻内議長は、宮澤内閣総理大臣申し出の次の者を、第百二十六回国会政府委員に任命することを承認した。

外務大臣官房審議官事務代理 河合 正男

(政府委員任命)

一、去る二十五日、宮澤内閣総理大臣から櫻内議長あて、二十五日議長において承認した池田維を、同日第百二十六回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。  
一、昨二十九日、宮澤内閣総理大臣から櫻内議長あて、二十九日議長において承認した河合正男を、同日第百二十六回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。

(政府委員退任)

一、去る二十五日、宮澤内閣総理大臣から櫻内議長あて、第百二十六回国会政府委員中左記のとおり異動があり、政府委員としての資格を失った旨の通知を受領した。

記

異動前の氏名 異動後の異動年月日  
官職名 官職名  
外務省アジア局長 高野 紀元 (解職) 平五三〇  
事務代理  
(政府委員解任)  
一、昨二十九日、宮澤内閣総理大臣から櫻内議長あて、二十九日(外務大臣官房審議官)須藤隆也の第百二十六回国会政府委員を免じた旨の通知を受領した。

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る二十五日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。  
内閣委員  
辞任 補欠  
近藤 鉄雄君 今津 寛君  
桜井 新君 野田 実君  
佐藤 観樹君 佐藤 泰介君

佐藤 徳雄君 元信 秀君  
 今津 寛君 近藤 鉄雄君  
 野田 実君 桜井 新君  
 佐藤 泰介君 佐藤 観樹君  
 元信 雍君 佐藤 徳雄君

地方行政委員

井奥 貞雄君 石原 仲晃君  
 中谷 元君 岩屋 毅君  
 渡部 恒三君 金子徳之介君  
 石原 伸晃君 井奥 貞雄君  
 岩屋 毅君 中谷 元君  
 金子徳之介君 渡部 恒三君

法務委員

伊東 秀子君 鉢呂 吉雄君  
 大内 啓伍君 中野 寛成君  
 鉢呂 吉雄君 伊東 秀子君  
 中野 寛成君 大内 啓伍君

外務委員

秋葉 忠利君 阿部未喜男君  
 新村 勝雄君 秋葉 忠利君  
 阿部未喜男君 新村 勝雄君  
 渋谷 修君 新村 勝雄君

大蔵委員

浅野 勝人君 伊吹 文明君  
 岩村卯一郎君 谷川 和穂君  
 江口 一雄君 今井 勇君  
 衛藤征士郎君 小沢 一郎君  
 遠藤 武彦君 尾身 幸次君  
 大島 理森君 桜井 新君  
 河村 建夫君 渡部 恒三君  
 小林 興起君 近藤 鉄雄君  
 福田 康夫君 深谷 隆司君  
 光武 顯君 佐藤 守良君

池田 元久君 伊東 秀子君  
 佐藤 恒晴君 佐藤 徳雄君  
 沢田 広君 土肥 隆一君  
 中井 治君 大内 啓伍君  
 伊吹 文明君 浅野 勝人君  
 今井 勇君 江口 一雄君  
 小沢 一郎君 衛藤征士郎君  
 尾身 幸次君 遠藤 武彦君  
 近藤 鉄雄君 小林 興起君  
 佐藤 守良君 光武 顯君  
 桜井 新君 大島 理森君  
 谷川 和穂君 岩村卯一郎君  
 深谷 隆司君 福田 康夫君  
 渡部 恒三君 河村 建夫君  
 伊東 秀子君 池田 元久君  
 佐藤 徳雄君 佐藤 恒晴君  
 土肥 隆一君 沢田 広君  
 大内 啓伍君 中井 治君

厚生委員

伊吹 文明君 柳本 卓治君  
 築瀬 進君 山本 有二君  
 伊東 秀子君 池田 元久君  
 土肥 隆一君 貴志 八郎君  
 長谷百合子君 秋葉 忠利君  
 森井 忠良君 岡崎 宏美君  
 柳本 卓治君 伊吹 文明君  
 山本 有二君 築瀬 進君  
 秋葉 忠利君 長谷百合子君  
 池田 元久君 伊東 秀子君  
 元久君 森井 忠良君  
 岡崎 宏美君 土肥 隆一君

農林水産委員

中谷 元君 真鍋 光広君  
 野坂 浩賢君 沢藤 次郎君  
 真鍋 光広君 中谷 元君

商工委員

沢藤 次郎君 野坂 浩賢君  
 尾身 幸次君 衛藤 晟一君  
 古賀 正浩君 星野 行男君  
 谷川 和穂君 山本 有二君  
 村田 吉隆君 鈴木 俊一君  
 和田 貞夫君 緒方 克陽君  
 川端 達夫君 柳田 稔君  
 齋藤 晟一君 尾身 幸次君  
 鈴木 俊一君 村田 吉隆君  
 鈴木 俊一君 古賀 正浩君  
 星野 行男君 谷川 和穂君  
 山本 有二君 和田 貞夫君  
 鈴木 俊一君 川端 達夫君

通信委員

佐藤 守良君 松田 岩夫君  
 深谷 隆司君 大野 功統君  
 阿部未喜男君 秋葉 忠利君  
 坂井 弘一君 東 順治君  
 大野 功統君 深谷 隆司君  
 秋葉 忠利君 阿部未喜男君  
 松田 岩夫君 佐藤 守良君  
 東 順治君 坂井 弘一君

労働委員

石橋 大吉君 佐藤 観樹君  
 岡崎 宏美君 森井 忠良君  
 市川 雄一君 坂井 弘一君  
 佐藤 観樹君 石橋 大吉君  
 森井 忠良君 岡崎 宏美君  
 坂井 弘一君 石田 祝稔君

建設委員

池田 元久君 池田 元久君  
 渋谷 修君 渋谷 修君

安全保障委員

日野 市朗君 和田 静夫君  
 今井 勇君 住 博司君  
 小沢 一郎君 岡島 正之君  
 築瀬 進君 赤城 徳彦君  
 赤城 徳彦君 築瀬 進君  
 岡島 正之君 小沢 一郎君  
 住 博司君 今井 勇君

科学技術委員

田中 昭一君 野坂 浩賢君  
 時崎 雄司君 和田 貞夫君  
 野坂 浩賢君 田中 昭一君  
 和田 貞夫君 時崎 雄司君

環境委員

田中 昭一君 野坂 浩賢君  
 時崎 雄司君 和田 貞夫君  
 野坂 浩賢君 田中 昭一君  
 和田 貞夫君 時崎 雄司君

予算委員

石田 祝稔君 市川 雄一君  
 和田 静夫君 日野 市朗君

決算委員

野田 実君 石原 伸晃君  
 石原 伸晃君 野田 実君

議院運営委員

川端 達夫君 伊藤 英成君

一、去る二十五日、委員長から提出した議案は次のとおりである。  
 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出)

(議案受領)

一、昨二十九日、参議院から受領した内閣提出案は次のとおりである。  
電気通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する法律案

地方自治法第百五十六條第六項の規定に基づき、公共職業安定所の出張所の設置に關し承認を求めぬの件

(議案付託)

一、昨二十九日、委員会に付託された議案は次のとおりである。  
電気通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第三四号)(参議院送付)

地方自治法第百五十六條第六項の規定に基づき、公共職業安定所の出張所の設置に關し承認を求めぬの件(内閣提出、承認第二号)(参議院送付)

通信委員会 付託

地方自治法第百五十六條第六項の規定に基づき、公共職業安定所の出張所の設置に關し承認を求めぬの件(内閣提出、承認第二号)(参議院送付) 労働委員会 付託

(議案送付)

一、去る二十五日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。  
国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(参議院選管委員長提出)

一、去る二十五日、参議院に送付した本院提出案は次のとおりである。  
国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案

一、去る二十五日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。  
租税特別措置法の一部を改正する法律案  
関稅定率法及び関稅暫定措置法の一部を改正する法律案

国際開発協会への加盟に伴う措置に關する法律の一部を改正する法律案  
在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に關する法律の一部を改正する法律案

地方税法等の一部を改正する法律案

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案

国民健康保険法の一部を改正する法律案

原材料の供給事情及び水産加工品の貿易事情の変化に即応して行われる水産加工業の施設の改良等に必要資金の貸付けに關する臨時措置に關する法律の一部を改正する法律案  
エネルギー需給構造高度化のための関係法律の整備に關する法律案

エネルギー等の使用の合理化及び再生資源の利用に關する事業活動の促進に關する臨時措置法案  
放送法第三十七條第二項の規定に基づき、承認を求めぬの件  
道路整備緊急措置法及び奥地等産業開発道路整備臨時措置法の一部を改正する法律案  
新技術事業団法の一部を改正する法律案

(議案通知書受領)

一、昨二十九日、参議院から、次の本院提出案を可決した旨の通知書を受領した。  
国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案

一、昨二十九日、参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。  
国の補助金等の整理及び合理化等に關する法律案  
平成五年度における一般会計承継債務等の償還の特例等に關する法律案

租税特別措置法の一部を改正する法律案  
関稅定率法及び関稅暫定措置法の一部を改正する法律案  
国際開発協会への加盟に伴う措置に關する法律の一部を改正する法律案  
被用者年金制度間の費用負担の調整に關する特別措置法の一部を改正する法律案  
国民健康保険法の一部を改正する法律案  
公費健康被害の補償等に關する法律の一部を改正する法律案

新技術事業団法の一部を改正する法律案

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案

地方税法等の一部を改正する法律案  
在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に關する法律の一部を改正する法律案  
エネルギー需給構造高度化のための関係法律の整備に關する法律案

エネルギー等の使用の合理化及び再生資源の利用に關する事業活動の促進に關する臨時措置法案  
恩給法等の一部を改正する法律案  
原材料の供給事情及び水産加工品の貿易事情の変化に即応して行われる水産加工業の施設の改良等に必要資金の貸付けに關する臨時措置に關する法律の一部を改正する法律案  
公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に關する法律及び公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に關する法律の一部を改正する法律案  
道路整備緊急措置法及び奥地等産業開発道路整備臨時措置法の一部を改正する法律案

一、昨二十九日、参議院から、本院の送付した次の件を承認することを議決した旨の通知書を受領した。  
放送法第三十七條第二項の規定に基づき、承認を求めぬの件  
(質問書提出)

一、去る二十五日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。  
吹田操車場跡地利用問題等に關する質問主意書(菅野悦子君提出)

明治二十五年三月三十一日  
第三種郵便物認可日

(第十二号の発送は都合により後日となるため、第十三号を先に発送しました。)

発行所	〒105 東京都港区 虎ノ門二丁目二番四号 大蔵省印刷局
電話	03 (3587) 4302
定 価	本号一部 (税) 三円をきり 送料別